

(6) 淋病の既往症を有する者は一ヶ月の間をおいて二回精密なる検査を行ひ異常なきとき初めて結婚を可とすること。この期間中適當回數専門的な診察を行ひ必要なる人工誘發法を試みること。

(7) 軟性下疳に罹りたる者は症狀消滅後一ヶ月以上経過せる場合に結婚を可とすること。

(8) 第四性病(風蹊淋巴肉芽腫症)に罹りたる者、傳染の危險消滅の時期は個々の場合に當り専門家の認定により決定すること。

四、癩

(イ) 癩は遺傳病にあらざることを徹底せしむる様指導すること。

(ロ) 癩の潜伏期は大體十年以内と見られるを以て癩患者のありたる家庭内に於て癩患者と密接な接觸を有したるものも、その後十年以上殊に十五年以上も経過せるものは結婚差支なしとする。尙發病年齢は十一歳乃至三十歳が最も多きを以て疑あるものは三十歳を超えてより結婚する様指導すること。

五、遺傳病

(イ) 遺傳病はその強度及び悪質の程度によつて結

國民健康保険組合普及狀況一覽

道府縣別	設立數	上記内譯				設立年	度區別	被保險者數
		普	通	特	別代行			
北海道	三三	三三	一	一	○	十三年	十四年	一六二、四九八
青森県	四七	四六	一	一	○	一〇	一〇	二〇二、四三一
岩手県	二七	一	一	一	一	一〇	一〇	九一、六一三
宮城县	二〇	一七	一七	一七	一七	一〇	一〇	八一、五九〇
福島県	一七	一	一	一	一	一〇	一〇	八一、五九〇
新潟県	一三	一	一	一	一	一〇	一〇	八一、五九〇
長野県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	八一、五九〇
岐阜県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	八一、五九〇
愛知県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	八一、五九〇
静岡県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	八一、五九〇
三重県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	八一、五九〇
滋賀県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	八一、五九〇
京都府	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	八一、五九〇
大阪府	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	八一、五九〇
兵庫県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	八一、五九〇
奈良県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	八一、五九〇
和歌県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	八一、五九〇
熊本県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	八一、五九〇
大分県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	八一、五九〇
宮崎県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	八一、五九〇
鹿児島県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	八一、五九〇
沖縄県	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	八一、五九〇

婚の可否を判断すること。その標準は國民優生法によること。

(2) 生殖不能の素質者と遺傳的に健全なる者との結婚は差支なしとすること。

(3) 遺傳病の素質を有すると認められるものは原則としてその疾患の發病危険年齢を大體過ぎてより結婚する様指導すること。

右の年齢は精神分裂病、躁鬱病にありては三十歳、癩癪にありては二十五歳とし、他の疾患有りても夫れ夫れ醫學的經驗上決定すること。

(4) 一卵性雙生兒の一方が發病してゐるときは他方は表面に健康でもなるべく健康者と結婚せぬること。

(5) 血族結婚はなるべく避くるやうに指導すること。

(6) 表面健康なるも强度且惡質なる遺傳病の素質を有する處ありと見做される者の結婚は次の如く指導すること。

(1) 雙方共國民優生法の對象となるが如き同一の遺傳病の素質を有すと認められるときは結婚を避けるようすること。若し結婚したるときは

一方が優生手術を受けて生殖不能となる様に指導すること。

(2) 生殖不能の素質者と遺傳的に健全なる者との結婚は差支なしとすること。

(3) 遺傳病の素質を有すると認められるものは原則としてその疾患の發病危険年齢を大體過ぎてより結婚する様指導すること。

右の年齢は精神分裂病、躁鬱病にありては三十歳、癩癪にありては二十五歳とし、他の疾患有りても夫れ夫れ醫學的經驗上決定すること。

(4) 一卵性雙生兒の一方が發病してゐるときは他方は表面に健康でもなるべく健康者と結婚せぬこと。

(5) 血族結婚はなるべく避くるやうに指導すること。

(6) 表面健康なるも强度且惡質なる遺傳病の素質を有する處ありと見做される者の結婚は次の如く指導すること。

(1) 雙方共國民優生法の對象となるが如き同一の遺傳病の素質を有すと認められるときは結婚を避けるようすること。若し結婚したるときは

一方が優生手術を受けて生殖不能となる様に指導すること。

(昭和十六年七月三十一日現在)

保険院の國民健康保険普及狀況調

保険院の發表になる昭和十六年七月末日現在に於ける國民健康保険組合の普及狀況一覽を掲ぐれば別掲の如くて、本制度創設の昭和十三年以後毎年度その數を増加し現在の組合總數一千三百を超えて、被保險者數三百九十三萬に近い。

岡島鳥和奈兵大京滋三愛靜岐長山福石富新神東千埼群柵茨福山秋
歌 奈

三一 四六 五〇 一四 二〇 一五 一四 七 二 一七 四〇 三一 三四 二三 二六 九六 四三 四七 一九 四七 三一 六八 一〇 三四 三一 四三 一九 二七 三一

五
四四
五〇
一四
一〇
一三
九
三
一三
二六
三五
三八
二三
一六
一三
三七
一六
一六
二九
四六
六一
九
三三
五
八
五
一六
三一

一 一 三 三 五 一 一 六 三 一 三 三 五 一 一 六 五 二 八 一 一 八 一 五 一 〇 一 一 三 八

A horizontal row of 20 small circles, each containing a small black dot.

卷之三

六五八四七九二一五五一四五六一〇七一七八五五二六六四五六一〇五二

三一七三二七五二五五九一〇六一五四七三三一一三三三一六一四三三三四二一四二二一三三一六一六一六

五三七六八二十三八一六七四九四九六四八六三四一二三四三一五三三三五

四五、九四三
一七一、三三六
一五三、二三〇
五一、〇〇三
八三、九三〇
五三、三九三
四二、三三八
四六、三〇三
四六、三〇三
二七、二八二
四一、二八三
一四九、六三三
四四、九六〇
六五、四二八
三四、九三三
六三、〇六四
三二五、〇三八
一二三、四九八
一二七、〇五四
五六、五一〇
一一八、九三九
七八、〇四〇
一三三、四九〇
四七、九五八
一〇三、二八九
五九、四三五
九六、八九〇
三三、八九六
五五、六四六

(二) 昭和十四年度

種別		普通		特別		代行		計(平均)	
組合員當被保険者數		二、七三九		三、二六〇		三、〇二八		二、七八五	
一組合當被保険者數		四八一		二、〇一〇		五一四		五〇〇	
一人當年療養の給付費		一・八三		一・九二		一・九二		一・八六	
組合員加入割合		三・五五		七四%		五・三一		五・三一	
療養の給付		一八〇日の組合		九〇日の組合		一九〇		一九〇	
支給期間		其の他の組合		七一		一一七		一一七	
療養の給付費用一部負擔組合		三四%		五八%		三七%		三七%	
療養の給付費用一部負擔組合		一〇〇%		一〇〇%		一〇〇%		一〇〇%	
組合員加入割合		八四%		八一%		八九%		八九%	
療養の給付		一八〇日の組合		九〇日の組合		一九〇		一九〇	
支給期間		其の他の組合		九〇		一二六		一二六	
療養の給付費用一部負擔組合		三五%		六七		三五%		三五%	
組合員加入割合		八五%		八五%		八五%		八五%	
療養の給付		一〇〇%		一〇〇%		一〇〇%		一〇〇%	
支給期間		其の他の組合		二二二		二二二		二二二	
療養の給付費用一部負担割合		三五%		八五		三八%		三八%	
組合員加入割合		九〇%		一〇〇%		一〇〇%		一〇〇%	
療養の給付		一〇〇%		一〇〇%		一〇〇%		一〇〇%	
支給期間		其の他の組合		二三三		二三三		二三三	
療養の給付費用一部負担割合		三六%		二〇		二〇		二〇	
組合員加入割合		一〇〇%		一〇〇%		一〇〇%		一〇〇%	
療養の給付		一〇〇%		一〇〇%		一〇〇%		一〇〇%	
支給期間		其の他の組合		二六二		二六二		二六二	
療養の給付費用一部負担割合		三五%		一〇五		一〇五		一〇五	
組合員加入割合		九〇%		九〇%		九〇%		九〇%	
療養の給付		九〇%		九〇%		九〇%		九〇%	
支給期間		其の他の組合		二三三		二三三		二三三	
療養の給付費用一部負担割合		二六%		一〇五		一〇五		一〇五	
組合員加入割合		九〇%		九〇%		九〇%		九〇%	
療養の給付		九〇%		九〇%		九〇%		九〇%	
支給期間		其の他の組合		二二二		二二二		二二二	
療養の給付費用一部負担割合		三五%		八五		三八%		三八%	
組合員加入割合		九〇%		九〇%		九〇%		九〇%	
療養の給付		九〇%		九〇%		九〇%		九〇%	
支給期間		其の他の組合		二三三		二三三		二三三	
療養の給付費用一部負担割合		二六%		一〇五		一〇五		一〇五	
組合員加入割合		九〇%		九〇%		九〇%		九〇%	
療養の給付		九〇%		九〇%		九〇%		九〇%	
支給期間		其の他の組合		二二二		二二二		二二二	
療養の給付費用一部負担割合		三五%		八五		三八%		三八%	
組合員加入割合		九〇%		九〇%		九〇%		九〇%	
療養の給付		九〇%		九〇%		九〇%		九〇%	
支給期間		其の他の組合		二二二		二二二		二二二	
療養の給付費用一部負担割合		三五%		八五		三八%		三八%	
組合員加入割合		九〇%		九〇%		九〇%		九〇%	
療養の給付		九〇%		九〇%		九〇%		九〇%	
支給期間		其の他の組合		二二二		二二二		二二二	
療養の給付費用一部負担割合		三五%		八五		三八%		三八%	
組合員加入割合		九〇%		九〇%		九〇%		九〇%	
療養の給付		九〇%		九〇%		九〇%		九〇%	
支給期間		其の他の組合		二二二		二二二		二二二	
療養の給付費用一部負担割合		三五%		八五		三八%		三八%	
組合員加入割合		九〇%		九〇%		九〇%		九〇%	
療養の給付		九〇%		九〇%		九〇%		九〇%	
支給期間		其の他の組合		二二二		二二二		二二二	
療養の給付費用一部負担割合		三五%		八五		三八%		三八%	
組合員加入割合		九〇%		九〇%		九〇%		九〇%	
療養の給付		九〇%		九〇%		九〇%		九〇%	
支給期間		其の他の組合		二二二		二二二		二二二	
療養の給付費用一部負担割合		三五%		八五		三八%		三八%	
組合員加入割合		九〇%		九〇%		九〇%		九〇%	
療養の給付		九〇%		九〇%		九〇%		九〇%	
支給期間		其の他の組合		二二二		二二二		二二二	
療養の給付費用一部負担割合		三五%		八五		三八%		三八%	
組合員加入割合		九〇%		九〇%		九〇%		九〇%	
療養の給付		九〇%		九〇%		九〇%		九〇%	
支給期間		其の他の組合		二二二		二二二		二二二	
療養の給付費用一部負担割合		三五%		八五		三八%		三八%	
組合員加入割合		九〇%		九〇%		九〇%		九〇%	
療養の給付		九〇%		九〇%		九〇%		九〇%	
支給期間		其の他の組合		二二二		二二二		二二二	
療養の給付費用一部負担割合		三五%		八五		三八%		三八%	
組合員加入割合		九〇%		九〇%		九〇%		九〇%	
療養の給付		九〇%		九〇%		九〇%		九〇%	
支給期間		其の他の組合		二二二		二二二		二二二	
療養の給付費用一部負担割合		三五%		八五		三八%		三八%	
組合員加入割合		九〇%		九〇%		九〇%		九〇%	
療養の給付		九〇%		九〇%		九〇%		九〇%	
支給期間		其の他の組合		二二二		二二二		二二二	
療養の給付費用一部負担割合		三五%		八五		三八%		三八%	
組合員加入割合		九〇%		九〇%		九〇%		九〇%	
療養の給付		九〇%		九〇%		九〇%		九〇%	
支給期間		其の他の組合		二二二		二二二		二二二	
療養の給付費用一部負担割合		三五%		八五		三八%		三八%	
組合員加入割合		九〇%		九〇%		九〇%		九〇%	
療養の給付		九〇%		九〇%		九〇%		九〇%	
支給期間									

六・〇〇一七・〇〇 二 一 一 一 四

七・〇〇

計

最	高	八・〇〇	七・五	一〇	一五
低	二・〇〇	四・〇〇	八・五七	六・〇〇	九・四六
				二・一三	八・五七
					二・〇〇

八、保険料年額別組合數調

被保險者一人 當保險料年額 円以上 五〇一・〇〇	普通	特別	代行	計
一・〇〇一・五〇	三七	一	四	四三
一・五〇一・一・〇〇	三一	一	二	四四
一・〇〇一・一・五〇	三四	一	三六	三四
一・五〇一・一・〇〇	一九五	一	四六	三六一
一・〇〇一・一・五〇	一六〇	二	三八	三〇〇
一・五〇一・三・〇〇	一〇〇	三	六	四九
三・〇〇一・四・〇〇	四三	一	五	四九
四・〇〇一・五・〇〇	三	二	一	五
五・〇〇一・七・〇〇	二	一	一	三
七・〇〇	一	一	一	一
計	七六六	一〇	一五	九四六
高	五・九二	一〇・九七	三・五四	一〇・九七
低	四九	八五	六八	四九

最	高	五・九二	一〇・九七	三・五四	一〇・九七
低	四九	八五	六八	四九	

(備考) 被保險者一人當保險料は療養の給付費用一部負擔割合及道府

縣市町村又は産業組合等の補助の有無に依り著しく異なる。

(備考) 一、本表は保険料算出の基礎を示したる書面に依る。
二、特別國民健康保険組合にして市の補助を受くるもの
一あり。

住宅營團の昭和十六年度事業計畫

住宅營團の昭和十六年度に於ける事業計畫は七月十二日大藏省の正式認可を得て確定發表せられたが、今

年度計畫として東京、大阪、名古屋、福岡、仙臺の五都市を中心に合計三萬戸の住宅を豫算一億一千百五十

五萬八千圓(敷地買収費を含む)を以て建設せられるこ

ととなり、早きは來春一月頃に完成することとなつた。

住宅様式は木造、瓦葺、平家又は二階家で、規格は六様式中最大の(へ)號型は本年度は之を除き、二乃至

四室の小規模のもののみとし、(い)及び(ろ)號は貸家

用、(ほ)號型は貸家、分譲兩用、(に)及び(ほ)號型は

分譲用である。概ね三百戸程度を一集團として建設せ

られる。防空及び保健上相當の庭を附屬せしめるの

で、道路敷地を含めて一戸約五十坪、一集團一萬五千

坪程度のものとなる豫定で、各種厚生施設も附屬せし

められる筈である。各支所別建設戸数を示せば次の如くである。

仙臺支所	1,000	1100	1100	500	500
合計	30,000	32,000	32,000	15,000	15,000

尙、今年度は主として軍作業廳、軍需工場、生産力擴充工場に働く労務者を對象とする」ととなつてゐる。

又、家賃又は分譲月賦は一律には決定し難いが、概ね左の如くに定めらることとなつてゐる。

型式別住宅建設戸数及び家賃

型式	一戸の標	間數程度	一戸當り 敷地	平均所要 敷地	家賃また は分譲月 賦
一	九	二	二一〇	一五一一六	円
二	一二	二二三	三五	二〇一二三	
三	一五	三	五三	二五一一八	
四	一八	四	七七	三二一三七	
五	二二	四	九〇	四三一四四	

右表中(い)、(ろ)及び(ほ)は家賃で、敷金はその二ヶ月分、(に)及び(ほ)は土地付十九ヶ年分譲月賦の計算、之には二、三回分の保證金を要する。尙、(ほ)號型は分譲もするがその場合は家賃より二、三圓高となる。

尙、上記各支所別建設戸数の各府縣別割當數は次の如く。

東京支所管内(一萬三千戸)

種別	普通	代行	計
町村補助	五六二	八六	六四八
産業組合補助	一〇	五八	六八
計	五七二	一四四	七一六

計